

第 9 5 回 尾 張 都 市 計 画 事 業
小 牧 南 土 地 区 画 整 理 審 議 会 日 程

令 和 7 年 6 月 5 日
当 選 証 書 等 付 与 式 終 了 後
本 庁 舎 6 階 6 0 1 会 議 室

日 程 第 1 正 副 会 長 の 選 出 に つ い て

日 程 第 2 議 席 順 位 の 決 定 に つ い て

日 程 第 3 議 事 録 署 名 者 の 選 任 に つ い て

() 番 ()
() 番 ()

日 程 第 4 そ の 他

尾張都市計画事業小牧南土地区画整理審議会委員名簿

根拠法令	土地区画整理法
委員定数	15名
就任年月日	令和7年6月5日
任期	5年間

所属	都市政策部 区画整理課
任命者	小牧市長
任期満了	令和12年6月4日
記載順位	

議席順位	氏名	権利等の別	備考
	石田 欣也	所有権者	
	稲垣 悟	所有権者	
	稲垣 進	所有権者	
	小川 晃三	所有権者	
	長谷川 武	所有権者	
	伊藤 満	所有権者	
	富士道 緑男	所有権者	
	山本 一三	所有権者	
	沖本 廣幸	所有権者	
	林 雍博	所有権者	
	稲垣 和久	所有権者	
	住友理工株式会社	借地権者	
	園田 條元	学識経験者	
	牧野 裕人	学識経験者	
	渡邊 学	学識経験者	

尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業評価員名簿

根拠法令	土地区画整理法
委員定数	5名
就任年月日	平成7年7月6日
任期	事業終結まで

所属	都市政策部 区画整理課
任命者	小牧市長
任期満了	事業終結時
記載順位	順不同

氏名	備考
青山 恵史	平成20年4月就任
大野 泰典	平成25年5月就任
稲山 順三	平成25年5月就任
伊藤 賢児	令和2年6月就任
林 雄大	令和7年4月就任

土地区画整理審議会の役割

1. 土地区画整理審議会とは

土地区画整理審議会は、地方公共団体（市）が土地区画整理事業を施行する場合において、土地区画整理法に基づき設置するものであり、その委員は施行地区内の地権者を代表し、施行者が仮換地の指定など施行地区内の土地の権利者に重大な利害関係がある処分を行う場合において、その意見を事業に反映させることなどを主な役割としています。

2. 土地区画整理審議会の権限

審議会は、換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について土地区画整理法に定める権限を行う。（法 56 条 3 項）

小牧南地区における審議内容の主なものは以下のとおりです。

(ア) 審議会の意見を聴かなければならない事項

審議事項	適用条項
① 縦覧に供すべき換地計画の作成	法 88 条 6 項
② 換地計画に関する意見書の審査	法 88 条 6 項
③ 換地計画の変更及びその意見書の審査	法 97 条 3 項
④ 仮換地の指定（変更）	法 98 条 3 項
⑤ 保留地予定地の随意契約処分	施行規則 19 条 3 項

(イ) 審議会の同意を得なければならぬ事項

審議事項	適用条項
① 評価員の選任	法 65 条 1 項
② 特別の宅地に関する措置	法 95 条 7 項
③ 保留地予定地の決定	法 96 条 3 項

法・・・土地区画整理法

施行規則・・・小牧市土地区画整理事業施行規則

3. 土地区画整理審議会の議事運営について

- 会長が審議会を代表し、議事その他の会務を総理する（法 61 条 3 項）
（会長が不在の場合は、副会長が代わりに議事運営をする）（法 61 条 5 項）
- 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない（法 62 条 3 項）
- 委員が発言する際は挙手し、会長の指名があつてから発言する（要綱 9 条）
- 会議は、個人情報等を含む内容を除き、原則公開（指針 3 条）
- 議事録は、市ホームページに掲載（指針 8 条）
要綱・・・小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱
指針・・・小牧市審議会等の会議の公開に関する指針